

通達甲生総第11号

令和3年2月17日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施基準に関する要綱の改正について

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号の警備員指導教育責任者講習及び同法第42条第2項第1号の機械警備業務管理者講習については、同法及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）によるほか、警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施基準に関する要綱（令和2年6月23日付け通達甲生総第138号別添）により実施してきたところであるが、この度、同要綱の一部を改め、令和3年2月17日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施基準に関する要綱の改正について（令和2年6月23日付け通達甲生総第138号）は、令和3年2月17日限り、廃止する。

記

改正点

警備業務従事証明書（別記書式例第1）及び誓約書（別記書式例第2）の様式中「㊤」の表示を削除した。

別添

警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施基準に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項及び第42条第2項並びに警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）の規定により、茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（警備員指導教育責任者講習（以下「指導教育責任者講習」という。）及び機械警備業務管理者講習をいう。以下同じ。）の実施基準について必要な事項を定める。

2 講習担当者の配置

講習の円滑かつ効果的な運用を図るため、生活安全部生活安全総務課に講習に係る次の事務を行う講習担当者を置き、原則として警部以上の階級にある警察官をもって充てる。

- (1) 講習のカリキュラムの作成に関すること。
- (2) 講師の選任及び指導教養に関すること。
- (3) 講習の実施の管理に関すること。
- (4) 講習規則第5条第2項及び第11条第2項に規定する修了考査（以下「修了考査」という。）の問題の作成及び管理並びに合否の判定に関すること。
- (5) 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。
- (6) 講習の実施を委託した場合における受託者の指導監督に関すること。

3 講習の実施時期等

講習は、あらかじめ、講習の実施の時期、回数及び場所、カリキュラム、講師の氏名等が記載された講習計画に基づき実施すること。

講習の実施の時期及び回数は、警備業者数、営業所数、基地局数、警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）又は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者の数等を総合的に勘案して判断すること。

1回の講習は、原則としておおむね30人を対象に実施すること。これに満たない場合においても、指導教育責任者講習にあつては講習区分（指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けていない者に対して行う指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）

及び講習規則第6条に規定する指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の別をいう。）ごと及び法第2条第1項各号の警備業務の区分ごとに少なくとも1年に1回、機械警備業務管理者講習にあつては少なくとも1年に1回、実施すること。

4 講習のカリキュラム等

(1) 講習は、次に従った講習のカリキュラムを講習実施予定期日の30日前までに作成し、これに基づき、適切かつ効果的に行うこと。

ア 講習細目の難易、基本と応用等を考慮して、受講者に理解しやすいようにその配列が工夫してあること。

イ 講習細目ごとに、所要時間、講師の氏名及び使用する教材が示されていること。

(2) 講習事項、講習方法、講習時間等の細目については、生活安全部長が別に定める。

(3) 警備業務の区分が同じである新規取得講習及び追加取得講習については、円滑に行うことが確保される場合に限り、これらを同一の機会に行うこととして差し支えない。

(4) 講習方法のうち討論については原則としておおむね30人の受講者ごとに1～2人の講師を、実技については原則としておおむね10人の受講者ごとに1人の講師により行うこと。

(5) 講習においては、警備業の現況等について公安委員会の独自の教材等を活用し、教養効果の確保に努めること。

5 講師の要件

(1) 指導教育責任者講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項に応じ、同表の右欄に掲げる講師により行うこと。

講習事項	講師
ア 警備業務実施の基本原則に関すること。	次のいずれかに該当する者 (ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員 (イ) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員

	<p>(ウ) 警察庁生活安全局生活安全企画課長（以下「警察庁生活安全企画課長」という。）が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(エ) 指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近3年間に6に定める講師講習会（以下「講師講習会」という。）の課程を修了したもの</p>
<p>イ 警備員の資質に関すること。</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(イ) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(ウ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(エ) 指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近3年間に講師講習会の課程を修了したもの</p>
<p>ウ 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(イ) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(ウ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p>

	<p>(エ) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者</p> <p>(オ) 指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近3年間に講師講習会の課程を修了したもの</p>
<p>エ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(イ) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(ウ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(エ) 指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近3年間に講師講習会の課程を修了したもの</p> <p>(オ) 医師、看護師、救急救命士、日本赤十字社の救急指導員の資格を有する者その他負傷者を救護するため必要な応急の処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者（救急法の実技訓練に限る。）</p> <p>(カ) 警察における護身術の指導経験を1年以上有する者（護身術の実技訓練に限る。）</p>
<p>オ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(イ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)に掲げる者と同等</p>

	<p>以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(ウ) 行おうとする指導教育責任者講習に係る警備業務の区分と同一の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有するものであって、最近3年間に講師講習会（当該区分に係る警備業務に係る専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関することについて6(4)ア、イ、ウ又はエに定める時限の講習時間以上の講習を行うものに限る。）の課程を修了したもの</p>
<p>カ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(イ) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(ウ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(エ) 指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近3年間に講師講習会の課程を修了したもの</p>

(2) 機械警備業務管理者講習の講師については、講師として十分な知識及び能力を有すると認められる者とする。

6 講師講習会の基準

講師講習会は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。

(1) 講師講習会を実施する者が次の全ての要件を満たす法人その他の団体であるこ

と。

ア その役員のうち法第3条第1号から第7号までのいずれかに該当する者がいないこと。

イ その役員構成が講師講習会の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ウ 講師講習会を適正かつ確実に実施するために必要な事務的能力並びに十分な経理的基礎及び社会的信用を有するものであること。

(2) 指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して5年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有すると認められる者を講師として行われるものであること。

(3) 次に掲げる各講習事項についてそれぞれ次に定める時限（1時限は、50分とする。以下同じ。）の講習時間以上行うものであること。

ア 警備業務実施の基本原則に関することについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 3時限（最近3年間に講師講習会の課程を修了した者（以下「修了者」という。）に対しては、1時限）

イ 警備員の資質に関することについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 3時限（修了者に対しては、1時限）

ウ 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関することについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 1時限（修了者に対しては、1時限）

エ その他指導教育責任者として必要な指導及び教育に関することについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 3時限（修了者に対しては、2時限）

(4) 次のいずれかに掲げる講習事項について、次に定める時限の講習時間以上行うものであること。

ア 法第2条第1項第1号の警備業務に係る専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 24時限（修了者に対しては、14時限）

イ 同項第2号の警備業務に係る専門的な知識及び技能に関することについての

教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 22時限（修了者に対しては、14時限）

ウ 同項第3号の警備業務に係る専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 22時限（修了者に対しては、14時限）

エ 同項第4号の警備業務に係る専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 20時限（修了者に対しては、14時限）

(5) 修了考査を行うものであること。

7 講習の公示手続等

(1) 講習を行おうとするときは、講習規則第2条（第13条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公示を行うほか、ホームページに掲載するなどの方法により警備業者に公示事項を周知徹底すること。公示の方法は、茨城県報への掲載その他の公衆が知ることのできる状態におくことができる方法によって行うこと。

(2) 公示事項については、次の点に留意すること。

ア 講習の実施期日は、講習の実施期間及び時間が明らかになるようにすること。

イ 講習規則第2条第2号の「受講手続に関する事項」には、次の事項が含まれること。

(ア) 受講の申込みの期限

(イ) 受講申込書の提出先及び提出の方法

(ウ) 受講の申込みに必要な書類

(エ) 手数料の納入時期及び納入方法

(オ) 講習規則第3条に規定する受講資格

ウ 講習規則第2条第3号の「その他指導教育責任者講習の実施に関し必要な事項」には、講習を受講できる人数及び講習受講希望者の数が受講できる人数を超える場合における受講者の選択の方法が含まれること。

(3) 受講者を選択する方法は、先着順その他の受講者を公正に確定できる方法によること。

8 指導教育責任者講習の対象者の範囲等

(1) 指導教育責任者講習の対象者の範囲については、講習規則第3条に規定されているが、その運用に当たっては、次の点に留意すること。

ア 講習規則第3条第1号の「通算して3年以上」とは、同一の警備業者の下でなくても、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であればよい。

イ 講習規則第3条第1号及び第3号の「警備業務に従事し」とは、法第2条第1項に規定する警備業務をいい、警備業者の使用人であっても、営業、会計等の事務に従事している場合は、「警備業務に従事し」ているとはいえないこと。また、警備業務の管理又は監督に従事している者で、法第45条に規定する警備員名簿に登載され、警備現場において具体的な指揮命令を行っている者は、「警備業務に従事し」ている者に当たること。

ウ 講習規則第3条第3号の「継続して1年以上」とは、合格証明書の交付を受けた時点から継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることは要しないが、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることが必要であること。また、同一の警備業者の下でなくても、継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していると認められればよいこと。

エ 講習規則第3条第4号の者には、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているものが含まれること。

(2) 指導教育責任者講習を受けようとする者は、講習規則第3条各号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面（以下「疎明資料」という。）を受講申込書に添付しなければならない（講習規則第4条第2項）が、疎明資料として次のものを提出させること。

ア 講習規則第3条第1号に該当する者については、当該警備業務の区分に係る

警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 講習規則第3条第2号に該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し

ウ 講習規則第3条第3号に該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 講習規則第3条第4号に該当する者のうち、旧1級検定に合格した者にあつては旧1級検定に係る合格証の写し、旧2級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているものにあつては旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(3) 疎明資料の取扱いについては、次の点に留意すること。

ア 警備業務従事証明書は、別記書式例第1に準拠して作成させること。

イ 一の警備業者の下で当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が、講習規則第3条第1号に該当する者にあつては3年、講習規則第3条第3号に該当する者にあつては1年に満たない場合は、同条第1号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明するために必要な複数の警備業務従事証明書を添付させること。

ウ 講習規則第3条第1号又は第3号に該当する者について、申込者が所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で同条第1号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当することを誓約する書面（別記書式例第2に準拠して作成させること。）及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出させること。

エ 講習規則第3条第4号に該当する者のうち、(1)エの者に係る疎明資料については、イ及びウの例によること。

オ 警備業者に対しては、当該警備業者に所属している警備員又は警備員として所属していた者が警備員指導教育責任者講習を受講するために警備業務従事証明書の発行を求めた場合に、これを拒否することがないように指導すること。

9 受講申込書の受理

指導教育責任者講習に係る受講申込書の受理に際しては、8(2)の疎明資料が添付されていることを確認すること。

なお、疎明資料は、受講申込時に受講申込書に添付して提出することとされている(講習規則第4条第2項)ことから、指導教育責任者講習を受けようとする者は、受講申込時において講習規則第3条各号のいずれかに該当している必要があることに留意すること。

10 修了考査

(1) 修了考査の実施

ア 講習における修了考査に合格した者が講習規則第7条第1項に規定する「指導教育責任者講習の課程を修了した者」又は講習規則第12条第1項に規定する「機械警備業務管理者講習の課程を修了した者」に当たること留意すること。

イ 修了考査は、受講者が講習事項を理解したか否かを確認するものであることに留意すること。

ウ 指導教育責任者講習の修了考査は、次のいずれかに該当する者により行うこと。

(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員

(イ) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員

(ウ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員

(2) 修了考査の実施対象者

修了考査は、当該講習の全ての課程に出席した者について行うこと。ただし、当該講習の5分の4以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶その他やむを得ない事情があるものについては、修了考査を行うことができること。

(3) 修了考査の出題

修了考査の出題要領は、次のとおりとする。

ア 修了考査の出題数の割り振りについては、生活安全部長が別に定める。

なお、実技訓練、実習や討論により行う講習事項については、講習時間内で講評等を行うこととし、修了考査の対象から除外する。また、修了考査が不合格であった者に対して再考査は行わない。

イ 修了考査の出題については、次のとおりとする。

(ア) 新規取得講習 5 枝択一式問題40問の筆記試験

(イ) 追加取得講習 5 枝択一式問題14問の筆記試験

(ウ) 機械警備業務管理者講習 5 枝択一式問題40問の筆記試験

ウ 学科試験の問題は、警察庁生活安全局生活安全企画課作成の「修了考査問題例」に掲載されている問題又はこれと難易度が同程度の問題とする。

エ 試験問題の配列については、問題の前後関係から正答が容易に推知することができるものを同時に出题しないよう配慮すること。

オ 配点は、1 問につき1 点とすること。

カ ウの修了考査問題例は、講習担当者が保管することとし、部外講師はもとより、部内においても関係者以外の者には閲覧させないよう、その取扱いには十分に注意すること。

(4) 修了考査の時間

修了考査の時間は、次のとおりとする。

ア 新規取得講習 100分

イ 追加取得講習 35分

ウ 機械警備業務管理者講習 100分

(5) 出題用紙の回収

修了考査において配布した出題用紙は、確実に回収し、秘密の保持を図ること。

(6) 修了考査の合否の判断基準等

修了考査の合否の判断基準及び留意事項は、次のとおりとする。

ア 80パーセント以上の成績を合格とすること。

イ 修了考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず、不合格とすること。

ウ 採点した修了考査の点数は、公表しないこと。ただし、受験者本人が、自分の点数の教示を申し出た場合には、同人に対し、同人の点数のみを教示するなど、適宜対応しても差し支えない。

(7) 合格の公示等

合格の公示等については、次のとおりとする。

ア 修了考査の合否の判定をしたときは、速やかに、合格者の氏名を公示し、合

格者に対して講習修了証明書を交付すること。

イ 講習修了証明書の交付の時期は、修了考査の当日に修了考査を行った場所において行うこと。

ウ 講習修了証明書の交付は、行政手続法第2条第3号の「許認可等」に当たりますが、同法第3条第11号に該当するため、同法の第2章から第4章までの規定の適用は除外される。

11 合格の取消し

偽りその他不正の手段により講習を受け、又は受けようとした者に対しては、その講習を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

なお、合格の決定を取り消したときは、次の措置を講ずること。

- (1) 合格の決定を取り消した旨を公示すること。
- (2) 直ちに講習修了証明書不交付通知書（別記様式）を交付し、講習修了証明書を交付せず、又は交付した講習修了証明書を返納させること。

12 講習の実施の委託

講習の実施を委託する場合は、次の事項について留意すること。

(1) 委託に係る事務

講習の実施に関する事務の一部を(2)の要件を満たす者に委託することができる。ただし、次に掲げる事務については、委託しないこと。

ア 修了考査の問題の作成及び管理

イ 修了考査の採点

ウ 合否の判定

(2) 委託先の要件

講習の実施に関する事務を委託する場合は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体に委託すること。

ア 役員のうち法第3条第1号から第7号までのいずれかに該当する者がいないこと。

イ 役員構成が委託に係る事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ウ 委託に係る事務を適正かつ確実に実施するために必要な事務的能力並びに十分な経理的基礎及び社会的信用を有するものであること。

(3) 留意事項

- ア 講習のカリキュラムの作成を委託する場合には、4(1)に従った適正なものとなるようにすること。
- イ 講師の選考を委託する場合には、5(1)又は(2)の基準を満たしたものとなるようにするとともに、当分の間、選考に際しては事前に生活安全部長の承認を得させること。
- ウ 講習の公示は、公安委員会の名義で行うこととし、7(2)イのほか、次の事項を公示すること。
- (ア) 委託先の名称及び所在地
- (イ) 受講申込書を委託先を経由して提出させる等の措置を講ずる場合における当該措置の内容
- エ 受講申込書の受理その他受講手続に関する事務を委託する場合には、受託者が不公平な取扱いをすることがないように十分に指導監督を行うこと。
- オ 講習修了証明書の発行は、公安委員会の名義で行うこと。
- カ 講習の受託に関して知り得た秘密の保持及び受託事務に係る個人情報の適正な管理については、委託契約に必要な条項を盛り込むとともに、十分に指導監督を行うこと。

< 様式略 >